

小型家電認定事業者マーク及び小型家電回収市町村マークについて

1. マーク作成の背景・目的

消費者が排出しやすいシステムとするために、制度に基づく使用済小型電子機器等の再資源化を行う認定事業者であること、もしくは使用済小型電子機器等の分別収集を行う市町村であることを示す小型家電認定事業者マーク及び小型家電回収市町村マークを作成することとした。マークを作成することにより、消費者に適正な排出を促すことが可能となる他、以下のような効果が期待される。

- ・ 消費者に対して、使用済小型電子機器等を排出することができるボックスやごみステーション、店舗等を分かりやすく示すこと
- ・ 使用済小型電子機器等の再資源化事業を行う認定事業者やその委託先が、制度に基づき認定された適正な事業者であることを容易に示すこと
- ・ 小型家電リサイクル制度を、消費者に認知してもらうこと 等

2. マークを使用する者及び使用場面

マークは、環境大臣を商標権者とする商標として登録し、マークを使用する者は、以下を想定している。それぞれ、環境大臣に使用権の承認を受けることで、マークを使用可能。

- ・ 使用済小型電子機器等の再資源化事業を行う認定事業者及び認定事業者の委託先（マークに認定番号を記入）
- ・ 使用済小型電子機器等の分別収集を行う市町村及び市町村から委託・許可・再生利用指定を受けた者（マークに市町村名を記入）

また、マークの使用場面は、以下を想定している。

- ・ 使用済小型電子機器等の回収のための場所・設備・パンフレット等への表示
 - ▶回収ボックス、回収コンテナ
 - ▶回収を行うごみステーション、回収を行う店舗の店頭
 - ▶広報・普及啓発資料（パンフレット等） 等
- ・ 使用済小型電子機器等の再資源化を行う認定事業者の設備等への表示
 - ▶使用済小型電子機器等の収集に使用する車両
 - ▶使用済小型電子機器等の再資源化を行う施設・設備
 - ▶認定事業者の名刺、ウェブサイト、パンフレット、制服 等

3. 今後のスケジュール（案）

- 12月 13日 小委員会にてマークの発表・商標登録手続き開始
- 4月 1日 マークの使用権の申請受付開始

4. マークのデザインの方向性について

マークの検討にあたり、見る人がすぐに理解できるように、以下の点を踏まえてデザインを実施。

●「小型家電」の明記

「小型家電」と表記することにより、リサイクルの対象物を明確に伝えることが可能。アジア人向けに「小型家電」、欧米人向けに「E-Waste」と併記。

●黒を基調としたデザイン

マーク使用者の「使い勝手」を考慮し、黒をベースとしたデザインに。

●ループの記号をモチーフ化

「ループ記号」を用いることで再資源化ということが直感的に伝えるように配慮。

5. 小型家電認定事業者マーク及び小型家電回収市町村マーク



小型家電認定事業者マーク



小型家電回収市町村マーク

- ・小型家電の形をイメージした抽象的なシルエットの中にリサイクルの「R」をモチーフとしたループ記号を入れて、小型家電のリサイクルであることを伝える。
- ・「小型家電」であることが伝わるように、文字ではっきり大きく表示。